

BWR基本方針 改定1 (令和元年6月)	BWR基本方針 改定2 (令和元年7月)	備考
<p style="text-align: center;">保安規定変更に係る基本方針</p> <p style="text-align: center;">令和元年 6月</p> <p>東北電力株式会社 東京電力ホールディングス株式会社 中部電力株式会社 北陸電力株式会社 中国電力株式会社 日本原子力発電株式会社</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません                 </div>	<p style="text-align: center;">保安規定変更に係る基本方針</p> <p style="text-align: center;">令和元年 7月</p> <p>東北電力株式会社 東京電力ホールディングス株式会社 中部電力株式会社 北陸電力株式会社 中国電力株式会社 日本原子力発電株式会社</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません                 </div>	<p>○以下の事項の追加に伴う内容を反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応する設計基準事故対処設備に係るサポート系の扱いを明確化</li> <li>・格納容器圧力逃がし装置と代替循環冷却系に係る LCO/AOT の考え方の明確化</li> <li>・緊急時対策所へ要求される事項を明確化した上で、適用される原子炉の状態を再整理</li> </ul>

## 保安規定変更に係る基本方針 変更前後比較表

BWR基本方針 改定1 (令和元年6月)	BWR基本方針 改定2 (令和元年7月)	備考
<p>改定履歴</p> <p>作成・・・令和元年 5月 9日 改定1・・・令和元年 6月 11日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 200px; text-align: center;">                     本資料のうち、枠囲みの内容は、 商業機密あるいは防護上の観点 から公開できません。                 </div>	<p>改定履歴</p> <p>作成・・・令和元年 5月 9日 改定1・・・令和元年 6月 11日 改定2・・・令和元年 7月 9日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 200px; text-align: center;">                     本資料のうち、枠囲みの内容は、 商業機密あるいは防護上の観点 から公開できません。                 </div>	<p>○以下の事項の追加に伴う内容を反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応する設計基準事故対処設備に係るサポート系の扱いを明確化</li> <li>・格納容器圧力逃がし装置と代替循環冷却系に係る LCO/AOT の考え方の明確化</li> <li>・緊急時対策所へ要求される事項を明確化した上で、適用される原子炉の状態を再整理</li> </ul>



## 保安規定変更に係る基本方針 変更前後比較表

BWR基本方針 改定1（令和元年6月）	BWR基本方針 改定2（令和元年7月）	備考
<p>(4) 重大事故等対処設備として利用する設計基準事故対処設備のLCO の記載</p> <p>重大事故等対処設備は新規に設置する設備以外に、従来から設計基準事故対処設備としてLCOを設定していた設備のうち、重大事故等に対処するために利用する設備も含まれることから、これらの設備に対するLCO、要求される措置及びAOT の記載方法について考え方を整理する。</p> <p>a. 従来の記載方法</p> <p>従来の記載は「要求される機能毎」に条文が整理されていたため、同一機器が複数の条文に記載されているものがある。</p> <p>（添付－7「参考とする設計基準事故対処設備のAOT 及び要求される措置の例」）</p> <p>これは、以下の理由から設備毎にまとめた構成とはしていないものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該設備に要求される機能を明確にする。</li> <li>・ 要求される措置については動作不能となった設備に要求される機能に対する措置であり、同一設備でも要求される機能により動作不能時の措置は異なる</li> <li>・ 要求される機能によっては、他の設備と合わせて LCO 設定するものがある</li> </ul> <p>b. 重大事故等対処設備として利用する設計基準事故対処設備の LCO の記載</p> <p>設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備で LCO が適用される原子炉の状態または要求される機能が異なる場合、<u>重大事故等対処設備として利用する設計基準事故対処設備の LCO の記載については、基本的には重大事故等対処設備として新規条文（第66条 重大事故等対処設備）に LCO を設定することとする。</u>また、現行の条文との関連を記載する。</p> <p>ただし、LCO が適用される原子炉の状態及び要求される機能が同等な設備及びタンク類等については、従来の DB 条文に記載を追加することで対応する。</p> <p>また、LCO 等が設定されていない既設設備のうち、重大事故等対処設備とした設備（電離箱サーベイメータ等）については、新規条文（<u>第66条 重大事故等対処設備</u>）に LCO 等を記載し、現行の条文に新規条文との関連を記載する。</p> <p>保安規定を作成するにあたり、まずは各条文に要求される機能・手段に対して、フロントライン系故障時やサポート系故障時等に分けて LCO を設定する。最終的には各系統・各機器に整理する。（添付－10「重大事故等対処設備の記載例」）</p> <p>(5) BWR 特有の重大事故等対処設備に係る LCO/AOT の記載</p> <p>重大事故等対処設備のうち、PWR に係る設備に対し、BWR 特有の設備に係る LCO 設定について具体的には保安規定個別条文の審査において妥当性を示すものとするが、代表的な設備に対する LCO 設定の考え方について、下記の通り例示する。</p> <p>a. 格納容器圧力逃がし装置及び代替循環冷却系</p> <p>格納容器圧力逃がし装置については、設置許可基準規則第48条、50条、52条（技術的能力審査基準 1.5、1.7、1.9）の要求、代替循環冷却系については設置許可基準規則第50条（技術的能力審査基準 1.7）の要求に対応する重大事故等対処設備であることから、それぞれ LCO を設定する。</p> <p>なお、格納容器圧力逃がし装置と代替循環冷却系は同等の機能を有する設備ではあるものの、いずれかが動作不能となった場合、「(1)LCO 設定の考え方」の「設置許可基準規則の設備要求、技術的能力審査基準の手順要求による設備を維持できない場合」について、設置許可基準規則第50条（技術的能力審査基準 1.7）の設備要求による設備を維持出来ないことから、LCO 逸脱とする。</p>	<p>(4) 重大事故等対処設備として利用する設計基準事故対処設備のLCO の記載</p> <p>重大事故等対処設備は新規に設置する設備以外に、従来から設計基準事故対処設備としてLCOを設定していた設備のうち、重大事故等に対処するために利用する設備も含まれることから、これらの設備に対するLCO、要求される措置及びAOT の記載方法について考え方を整理する。</p> <p>a. 従来の記載方法</p> <p>従来の記載は「要求される機能毎」に条文が整理されていたため、同一機器が複数の条文に記載されているものがある。</p> <p>（添付－7「参考とする設計基準事故対処設備のAOT 及び要求される措置の例」）</p> <p>これは、以下の理由から設備毎にまとめた構成とはしていないものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該設備に要求される機能を明確にする。</li> <li>・ 要求される措置については動作不能となった設備に要求される機能に対する措置であり、同一設備でも要求される機能により動作不能時の措置は異なる</li> <li>・ 要求される機能によっては、他の設備と合わせて LCO 設定するものがある</li> </ul> <p>b. 重大事故等対処設備として利用する設計基準事故対処設備の LCO の記載</p> <p>設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備で LCO が適用される原子炉の状態または要求される機能が異なる場合、<u>重大事故等対処設備として利用する設計基準事故対処設備の LCO の記載については、基本的には重大事故等対処設備として新規条文（第66条 重大事故等対処設備）に LCO を設定することとする。</u>また、現行の条文との関連を記載する。</p> <p>ただし、LCO が適用される原子炉の状態及び要求される機能が同等な設備及びタンク類等については、従来の DB 条文に記載を追加することで対応する。</p> <p>また、LCO 等が設定されていない既設設備のうち、重大事故等対処設備とした設備（電離箱サーベイメータ等）については、新規条文（<u>第66条 重大事故等対処設備</u>）に LCO 等を記載し、現行の条文に新規条文との関連を記載する。</p> <p>保安規定を作成するにあたり、まずは各条文に要求される機能・手段に対して、フロントライン系故障時やサポート系故障時等に分けて LCO を設定する。最終的には各系統・各機器に整理する。（添付－10「重大事故等対処設備の記載例」）</p> <p>(5) BWR 特有の重大事故等対処設備に係る LCO/AOT の記載</p> <p>重大事故等対処設備のうち、PWR に係る設備に対し、BWR 特有の設備に係る LCO 設定について具体的には保安規定個別条文の審査において妥当性を示すものとするが、代表的な設備に対する LCO 設定の考え方について、下記の通り例示する。</p> <p>a. 格納容器圧力逃がし装置及び代替循環冷却系</p> <p>格納容器圧力逃がし装置については、設置許可基準規則第48条、50条、52条（技術的能力審査基準 1.5、1.7、1.9）の要求、代替循環冷却系については設置許可基準規則第50条（技術的能力審査基準 1.7）の要求に対応する重大事故等対処設備であることから、それぞれ LCO を設定する。</p> <p>なお、格納容器圧力逃がし装置と代替循環冷却系は同等の機能を有する設備ではあるものの、いずれかが動作不能となった場合、「(1)LCO 設定の考え方」の「設置許可基準規則の設備要求、技術的能力審査基準の手順要求による設備を維持できない場合」について、設置許可基準規則第50条（技術的能力審査基準 1.7）の設備要求による設備を維持出来ないことから、LCO 逸脱とする。</p>	

## 保安規定変更に係る基本方針 変更前後比較表

BWR基本方針 改定1 (令和元年6月)	BWR基本方針 改定2 (令和元年7月)	備考
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(1) LCO設定の考え方 (再掲)                      同等の機能を持つ他の重大事故等対処設備として、性能、頑健性、準備時間が問題ないことを技術的能力審査基準への適合性において確認された設備<sup>*1</sup>が確保されている場合は、LCO逸脱とはみなさないこととする。                      ただし、設置許可基準規則の設備要求、技術的能力審査基準の手順要求による設備を維持できない場合は除く。</p> </div> <p>AOT延長に活用する設備については、格納容器圧力逃がし装置と代替循環冷却系が「(2) AOT設定の考え方b. (b)他の重大事故等対処設備の活用によるAOTの活用」として、LCO逸脱からの復帰はできないものの、AOTを延長することは可能と考える。なお、「必要な補完措置が完了した場合(補完措置が必要な場合に限る。以下同様)」については、有効性評価において格納容器圧力逃がし装置と代替循環冷却系の各々において安定状態を示しており補完措置は不要と考える。</p> <p>AOTの期間については、当該重大事故等対処設備は常設重大事故等対処設備であることから、添付-8「設計基準事故対処設備のうちECCS機器のAOTを参考とする場合の重大事故等対処設備に基本的なAOTと要求される措置」における“2N要求以外の重大事故等対処設備”のフローに基づき設定する。                      具体的な条文記載例は別紙-3「具体的な記載例(〇〇原子力発電所の例)」に示す。</p> <p>b. 原子炉建屋ブローアウトパネル                      原子炉建屋ブローアウトパネルについては設置許可基準規則第59条の要求に対応する重大事故等対処設備であることからLCOを設定する。                      一方で、設計基準事故対処設備としての機能(閉止維持、開放機能)が従前より求められており、従前のDB条文である保安規定第49条においてLCOが設定されている。                      前述(4)b.に記載の通り、設置許可基準規則第59条において追加要求となったブローアウトパネルの機能(閉止機能)については新規条文としてLCOを設定し、その他の機能については従前通りDB条文へ規定することとする。                      AOTの延長に活用する設備、AOTの期間の設定に係る方針については上記a.と同様である。                      新規条文に係る具体的な条文記載例は別紙-3「具体的な記載例(〇〇原子力発電所の例)」に示す。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(1) LCO設定の考え方 (再掲)                      同等の機能を持つ他の重大事故等対処設備として、性能、頑健性、準備時間が問題ないことを技術的能力審査基準への適合性において確認された設備<sup>*1</sup>が確保されている場合は、LCO逸脱とはみなさないこととする。                      ただし、設置許可基準規則の設備要求、技術的能力審査基準の手順要求による設備を維持できない場合は除く。</p> </div> <p>AOT延長に活用する設備については、格納容器圧力逃がし装置と代替循環冷却系が「(2) AOT設定の考え方b. (b)他の重大事故等対処設備の活用によるAOTの活用」として、LCO逸脱からの復帰はできないものの、AOTを延長することは可能と考える。なお、「必要な補完措置が完了した場合(補完措置が必要な場合に限る。以下同様)」については、有効性評価において格納容器圧力逃がし装置と代替循環冷却系の各々において安定状態を示しており補完措置は不要と考える。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">ただし、代替循環冷却系に対する格納容器圧力逃がし装置の扱いとしては、設置許可基準規則第50条第1項と第2項の関係を考慮するものとする。第1項では「原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるための設備」(代替循環冷却系)を要求していることに対し、第2項では第1項の後段の設備として「原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備」(格納容器圧力逃がし装置)を要求している。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">一方で、有効性評価(代替循環冷却が使用できない場合)において、格納容器圧力逃がし装置により原子炉格納容器の過圧破損防止を達成でき、格納容器圧力逃がし装置による対策は有効であると確認されているものの、これら設備に対する基準規則上要求される役割の相違、事故対応手段としての優先度等を勘案し、第2項設備は第1項設備にて期待する機能を十分に満足しているとは考えにくいことから、AOT延長に活用する設備とはしないこととする。</p> <p>AOTの期間については、当該重大事故等対処設備は常設重大事故等対処設備であることから、添付-8「設計基準事故対処設備のうちECCS機器のAOTを参考とする場合の重大事故等対処設備に基本的なAOTと要求される措置」における“2N要求以外の重大事故等対処設備”のフローに基づき設定する。                      具体的な条文記載例は別紙-3「具体的な記載例(〇〇原子力発電所の例)」に示す。</p> <p>b. 原子炉建屋ブローアウトパネル                      原子炉建屋ブローアウトパネルについては設置許可基準規則第59条の要求に対応する重大事故等対処設備であることからLCOを設定する。                      一方で、設計基準事故対処設備としての機能(閉止維持、開放機能)が従前より求められており、従前のDB条文である保安規定第49条においてLCOが設定されている。                      前述(4)b.に記載の通り、設置許可基準規則第59条において追加要求となったブローアウトパネルの機能(閉止機能)については新規条文としてLCOを設定し、その他の機能については従前通りDB条文へ規定することとする。                      AOTの延長に活用する設備、AOTの期間の設定に係る方針については上記a.と同様である。                      新規条文に係る具体的な条文記載例は別紙-3「具体的な記載例(〇〇原子力発電所の例)」に示す。</p>	<p>・格納容器圧力逃がし装置と代替循環冷却系に係るLCO/AOTの考え方の明確化</p>

## 保安規定変更に係る基本方針 変更前後比較表

BWR基本方針 改定1 (令和元年6月)	BWR基本方針 改定2 (令和元年7月)	備考																															
添付－6	添付－6																																
重大事故等対処設備のLC0を適用する原子炉の状態について	重大事故等対処設備のLC0を適用する原子炉の状態について																																
<p>技術的能力審査基準 1.0～1.19 (設置許可基準規則第43条～第62条)において、当該機能を有する重大事故等対処設備のLC0を適用する原子炉の状態については、以下の基本的な考え方に基づき、下表を参考に設定する。(詳細は次頁に示す。)</p> <p><b>【適用する原子炉の状態の基本的な考え方】</b></p> <p>a. 重大事故等対処設備に対するLC0を適用する原子炉の状態については、その機能を代替する設計基準事故対処設備(例:格納容器スプレイ冷却系)が適用される原子炉の状態を基本として設定する。</p> <p>ただし、重大事故等対処設備の機能として、上記における設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合があることから、当該の重大事故等対処設備の機能を勘案した原子炉の状態の設定が必要となる。</p> <p>b. 機能を代替する対象の設計基準事故対処設備が明確ではない重大事故等対処設備(例:放水砲)については、当該設備の機能が要求される重大事故等から判断して、個別に適用する原子炉の状態を設定する。</p> <p style="text-align: center;">(途中省略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">技術的能力審査基準 (設置許可基準規則)</th> <th style="width: 15%;">適用される原子炉の状態(例)</th> <th style="width: 70%;">重大事故等対象設備(代表例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1.16 (第59条)</td> <td>原子炉制御室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型蓄電池内蔵型照明</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ガス処理系</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>1.17 (第60条)</td> <td>監視測定設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型モニタリングポスト</li> <li>・可搬型気象観測装置</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1.18 (第61条)</td> <td rowspan="2">緊急時対策所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所可搬型電源設備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(途中省略)</p>	技術的能力審査基準 (設置許可基準規則)	適用される原子炉の状態(例)	重大事故等対象設備(代表例)	1.16 (第59条)	原子炉制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型蓄電池内蔵型照明</li> </ul>	運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ガス処理系</li> </ul>	1.17 (第60条)	監視測定設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型モニタリングポスト</li> <li>・可搬型気象観測装置</li> </ul>	1.18 (第61条)	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所可搬型電源設備</li> </ul>	運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換		<p>技術的能力審査基準 1.0～1.19 (設置許可基準規則第43条～第62条)において、当該機能を有する重大事故等対処設備のLC0を適用する原子炉の状態については、以下の基本的な考え方に基づき、下表を参考に設定する。(詳細は次頁に示す。)</p> <p><b>【適用する原子炉の状態の基本的な考え方】</b></p> <p>a. 重大事故等対処設備に対するLC0を適用する原子炉の状態については、その機能を代替する設計基準事故対処設備(例:格納容器スプレイ冷却系)が適用される原子炉の状態を基本として設定する。</p> <p>ただし、重大事故等対処設備の機能として、上記における設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合があることから、当該の重大事故等対処設備の機能を勘案した原子炉の状態の設定が必要となる。</p> <p>b. 機能を代替する対象の設計基準事故対処設備が明確ではない重大事故等対処設備(例:放水砲)については、当該設備の機能が要求される重大事故等から判断して、個別に適用する原子炉の状態を設定する。</p> <p style="text-align: center;">(途中省略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">技術的能力審査基準 (設置許可基準規則)</th> <th style="width: 15%;">適用される原子炉の状態(例)</th> <th style="width: 70%;">重大事故等対象設備(代表例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1.16 (第59条)</td> <td>原子炉制御室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型蓄電池内蔵型照明</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ガス処理系</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>1.17 (第60条)</td> <td>監視測定設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型モニタリングポスト</li> <li>・可搬型気象観測装置</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1.18 (第61条)</td> <td rowspan="2">緊急時対策所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所可搬型電源設備</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>緊急時対策所加圧設備</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(途中省略)</p>	技術的能力審査基準 (設置許可基準規則)	適用される原子炉の状態(例)	重大事故等対象設備(代表例)	1.16 (第59条)	原子炉制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型蓄電池内蔵型照明</li> </ul>	運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ガス処理系</li> </ul>	1.17 (第60条)	監視測定設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型モニタリングポスト</li> <li>・可搬型気象観測装置</li> </ul>	1.18 (第61条)	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所可搬型電源設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>緊急時対策所加圧設備</u></li> </ul>	<p>・緊急時対策所へ要求される事項を明確化した上で、適用される原子炉の状態を再整理</p>
技術的能力審査基準 (設置許可基準規則)	適用される原子炉の状態(例)	重大事故等対象設備(代表例)																															
1.16 (第59条)	原子炉制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型蓄電池内蔵型照明</li> </ul>																															
	運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ガス処理系</li> </ul>																															
1.17 (第60条)	監視測定設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型モニタリングポスト</li> <li>・可搬型気象観測装置</li> </ul>																															
1.18 (第61条)	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所可搬型電源設備</li> </ul>																															
		運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換																															
技術的能力審査基準 (設置許可基準規則)	適用される原子炉の状態(例)	重大事故等対象設備(代表例)																															
1.16 (第59条)	原子炉制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型蓄電池内蔵型照明</li> </ul>																															
	運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ガス処理系</li> </ul>																															
1.17 (第60条)	監視測定設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型モニタリングポスト</li> <li>・可搬型気象観測装置</li> </ul>																															
1.18 (第61条)	緊急時対策所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所可搬型電源設備</li> </ul>																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>緊急時対策所加圧設備</u></li> </ul>																															

## 保安規定変更に係る基本方針 変更前後比較表

BWR基本方針 改定1 (令和元年6月)					BWR基本方針 改定2 (令和元年7月)					備考
■重大事故等対処設備の LCO が適用される原子炉の状態について(例)					■重大事故等対処設備の LCO が適用される原子炉の状態について(例)					・緊急時対策所へ要求される事項を明確化した上で、適用される原子炉の状態を再整理
(途中省略)					(途中省略)					
分類 (技術的能力審査基準/ 設置許可基準規則)	適用する 原子炉の状態	適用根拠	喪失を想定する設計基準事故対処設備 (又は機能)	左記設備 (機能)が 要求される 原子炉の状態	分類 (技術的能力審査基準/ 設置許可基準規則)	適用する 原子炉の状態	適用根拠	喪失を想定する設計基準事故対処設備 (又は機能)	左記設備 (機能)が 要求される 原子炉の状態	
(18)緊急時対策所 (1.18/第61条)	運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換	重大事故等が発生した場合において、必要な要員がとどまることができるよう適切な措置を講じたもの、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外との連絡を行うために必要な設備を設けたものである(例:緊急時対策所可搬型電源設備)。(16)原子炉制御室と同様、重大事故等が発生する可能性のある原子炉の状態において、待機が必要な設備である。	—	—	(18)緊急時対策所 (1.18/第61条)	運転, 起動, 高温停止, 冷温停止及び燃料交換	重大事故等が発生した場合において、必要な要員がとどまることができるよう適切な措置を講じたもの(長時間の放射性物質放出に対応する設備)、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外との連絡を行うために必要な設備を設けたものである(例:陽圧化空調設備, 緊急時対策所可搬型電源設備)。(16)原子炉制御室と同様、重大事故等が発生する可能性のある原子炉の状態において、待機が必要な設備である。	—	—	
(以降省略)					(以降省略)					
(以降省略)					(以降省略)					